

日時 平成 29 年 4 月 28 日（金）

場所 特許庁 16 階 特別会議室

産業構造審議会 知的財産分科会
第 20 回特許制度小委員会 速記録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方について	2
3. 第四次産業革命を踏まえた特許審査について	8
4. 第四次産業革命を視野に入れた新たな ADR 制度の検討	12
5. 討 議	16
6. 閉 会	39

1. 開 会

○中野制度審議室長 事務局を務めさせていただきます特許庁総務部総務課制度審議室で室長をしております中野でございます。

本日は、御多忙の中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会第 20 回特許制度小委員会を開催させていただきます。

議事に入るに際しまして委員の皆様をお願いがございます。御発言をいただく際には、お手元のマイクのスイッチを入れていただき、指名されましたらマイクにて御発言いただきますようお願いいたします。

議事の進行につきましては、高林委員長にお願いしたいと思います。

○高林委員長 ありがとうございます。前回以降、戸田委員、矢野委員の 2 名が委員を退任され、新たに高橋委員と山口委員が就任されました。

それでは、高橋委員、山口委員について事務局から御紹介いただきます。

○中野制度審議室長 御紹介いたします。一般社団法人電子情報技術産業協会特許専門委員会委員、パナソニック IP マネジメント株式会社先端研究・生産技術知財部知財開発 1 課課長 高橋弘史委員でございます。

それと、日本製薬工業協会知的財産委員会副委員長、中外製薬株式会社知的財産部長 山口雅久委員でございます。

○高林委員長 慣行になっておりますが、新たに加わっていただきました委員には、ほんの簡単で結構ですので御挨拶を賜ればと思います。

最初に高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 JEITA の代表で、戸田委員の後任ということで今回から出席させていただきます高橋弘史と申します。よろしく申し上げます。

○高林委員長 よろしく申し上げます。

それでは、引き続きまして山口委員、お願いいたします。

○山口委員 ありがとうございます。矢野委員に替わりまして委員会のほうに出席させて

いただきます、日本製薬工業協会を代表いたしまして意見を述べさせていただきたいと思っております中外製薬の山口です。よろしくお願いいたします。

○高林委員長 よろしく申し上げます。

なお、本日は蘆立委員、飯田委員、金子委員、國井委員、萩原委員、山本敬三委員が御欠席でございます。萩原委員の代理として亀井様に参加していただいております。また、山本和彦委員は多少遅れておられるようですが来られると思います。さらに宮島委員は、所用のため、途中退席されるというふうに伺っております。

それでは、具体的な審議に先立ちまして、本委員会の議事の運営につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○中野制度審議室長 配付資料の確認をさせていただきます。経済産業省の方針としてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日の審議会におきまして、議事次第・配付資料一覧、委員名簿のほか、資料1、第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方について(検討会報告書概要)、資料2、第四次産業革命を踏まえた特許審査について、資料3、第四次産業革命を視野に入れた新たなADR制度の検討、参考資料1、第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方についての計6種類の資料のデータにつきましてはタブレットで御覧いただき、座席表及びタブレットの使い方につきましては、お手元に紙で配付することといたしました。タブレットの使用方法に関しましては、お手元の「タブレットの使い方」を御覧ください。操作でお困りになった場合には、お席で手を挙げていただくなどして合図をしていただければ、今手を挙げている担当の者が対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、本会議は、原則として公開とします。また、配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

○高林委員長 ありがとうございます。

2. 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方について

○高林委員長 それでは、早速ですけれども、議題1「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方について」につきまして、資料1をもとに特許庁のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○仁科総務課企画調査官 総務課企画調査官の仁科でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様お手持ちのタブレットの中に、資料1と書いてございます「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方について」という資料を格納させていただいております。そちらを御覧いただけますでしょうか。今日の資料は、全てタイトルに「第四次産業革命」というように第四次産業革命フィーバーになっておりますけれども、その中から資料1を御覧ください。「検討会報告書概要」と書いておりますが、こちらの検討会につきましては、前回の本小委員会で検討の状況を御説明させていただいたところでございます。このたび報告書が取りまとめられましたので、報告書の概要につきまして御説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、各スライドの右下にスライド番号を記載しておりますが、スライド1を御参照ください。第四次産業革命と知財システムを取り巻く環境としまして、「これまで」、「現在」、「これから」という3つのフェーズに分けて記載をさせていただいております。「これまで」の知財システムを取り巻く環境につきましては3つ項目を挙げておりまして、まず1つ目が、「モノ」に関する技術が競争力の源泉でありました。次に、各企業は自前技術を確立し国際競争力を確保するという取組を行ってございました。また「知財」と「標準」を組み合わせたオープン&クローズ戦略を推進してございました。

矢印を下の方に向かいまして、「現在」という形で4つ記載をさせていただいております。まず1つ目が、IoT、AI及びビッグデータに代表される技術革新が進展している。また、「データ」及びその「分析技術」、それらを活かしたビジネスモデルが新しい競争力の源泉になっています。さらに、様々なつながりにより新たな付加価値が創出される産業社会、“Connected Industries”というように呼んでおりますが、これが到来しております。加えまして、オープン・イノベーションを通じて利益の獲得やビジネスを拡大することが求められているという状況でございます。

このスライドの右下に、「知財」と「標準」という形で青色と赤色の図を描いておりますけれども、この図に知財と標準の右斜め上方向に延びる線が描いてあります。そして、この線の下側に向かうとオープン戦略、上側に向かうとクローズ戦略という形になっておりまして、これまでの知財に関する戦略は、このオープン&クローズ戦略で行われていたという理解でございます。ここに新たな競争力の源泉が加わったり、あるいは様々なつながりが生じることによりまして、この図に記載しておりますとおり、知財と標準の部分が

拡大・深化するという形で変化をしております。それに加えて、従前のオープン&クローズ戦略で対応してこなかった「データ」という新たな競争力の源泉が加わるということ、この図で説明させていただいております。

そのすぐ左側に「これから」と記載しておりますけれども、図で説明させていただきましたような状況を受けまして、まず、オープン&クローズ戦略の対象の拡大と深化が必要である。さらに、「知財」及び「標準」に「データ」を加えた三次元的な複合戦略が必要であるというような認識で、この検討会を始めました。

スライド2にお移りください。こちらには、今申し上げました知財とデータと標準の関係をお示ししますとともに、こちらの検討会で検討しました対象項目につきまして、青地・白抜き文字で記載をさせていただいております。知財、標準、データにつきましては、それぞれ光の三原色のような形で色分けをさせていただいておりますけれども、右下から、データが緑色、知財が青色、標準が赤色という形で表示をさせていただいております。以降、この資料ではこの色分けにしたがって説明をさせていただいておりますので、この色分けを頭の中に入れていただければ幸いです。

次に、スライド3にお移りください。こちらでは、データの利活用につきまして検討会で検討していただきました内容を御説明しております。各スライドの上部にございます青い部分に現状と課題と、この検討会の委員から御指摘いただいた事項をまとめております。まず3つ記載しております、データの利活用に関しましては、官民データ活用推進基本法に見られますように、一定の法的基盤が整備されているという認識でございます。一方で、データを不正な利用から保護する仕組みが十分でない。また、データの利活用やアクセスに関する権限は法的な位置づけが明確でなく契約に委ねられているという現状が指摘されました。

矢印の下の方に2つ項目が書いてありますが、この2つの項目は検討会のほうで、今後実施することが適当な事項として提言をいただいたものです。まず左側に、先ほどの色分けの説明に従いデータに関する項目ですので緑色で、「不正競争防止法等におけるデータの保護」という形で書いております。下の枠囲いに書いてございますとおり、不正競争防止法の改正を視野に入れて検討するということで、検討事例をその下に3つほど挙げさせていただいております。さらに情報のデジタル化を踏まえまして、営業秘密管理指針・秘密情報の保護ハンドブックの記載を充実させるという御提言をいただきました。右側に移っていただきまして、「利用権限に関する契約」とありますが、これもデータに関する事

項でございます。データの利用権限に関するガイドラインの策定を行うための検討を行うべきであるという御提言をいただきました。

スライド4にお移りください。このスライドから、産業財産権システムに関する取りまとめの説明でございます。上の青い部分に4つ、現状認識等を記載しておりまして、まず今後のイノベーションによって、新たなデータ構造の創出が想定されるという認識しております。このデータ構造といいますのは、データの入れ物というふうにお考えいただければと思います。この入れ物を工夫することによりまして、コンピュータで処理するに当たりまして高速で処理できるですとか、あるいはデータの交換が容易になるというようなことが生じます。また、IoT が普及する中、サービスとモノが結びついたビジネス関連発明の出願が増加しているという傾向が見られております。一方で、これら新しい競争力の源泉となります事項につきまして、どのような要件を備えれば権利化できるのかというのが分かりづらいのではないかと御指摘をいただきました。加えまして、AI ですとか3Dプリンティング、ネットワーク化等に関する技術の進展によって、新たな課題も生じているのではないかと御指摘をいただきました。

これを受けまして、下の方に今後実施することが適当な事項として3つまとめております。まず、1つ目が「データ構造の取扱いの明確化」でございます。このタイトルが青色と緑色との2色で書いてございますけれども、これはデータと知財の双方に関する事項ということで、このような色分けをさせていただいております。データ構造の取扱いにつきましては、こちらの検討会の検討途中で、取扱いを明確化すべしという御指摘をいただきましたので、先に対応いたしまして、平成29年3月にデータ構造の事例に関しまして公表させていただいているところでございます。検討会から、今後も予見性を高める取組を継続すべきであるという御指摘を頂戴しております。右側に移りまして、「IoT を活用したビジネスモデルを支える知財」ということで、こちらにつきましては、特許を着実に取得し活用するための環境を整備すべしということで、今年度中に、以下に挙げております4つの項目につきまして対応するよう御提言をいただきました。さらに一番下のほう、新技術への対応ということで3つ記載をしております。まず1つ目が、ネットワークでつながることによりまして、国境をまたいだ侵害行為というものが生じていると言われておりますけれども、これに関する権利保護につきましては、判例等の蓄積を注視しつつ、引き続き検討すべしという御提言をいただいております。また、将来的なAIによる発明等の産業財産権上の取扱い、3Dプリンティング用データの産業財産権上の取扱いにつきまし

ては、現行法で保護を行った上で、今後の技術動向を注視すべしという御提言をいただいております。

次にスライド5を御参照ください。こちらにも産業財産権システムの続きでございます。特許紛争の解決ということで、問題認識を4つほど記載をさせていただいております。まず最初でございますが、IoTの普及に伴いまして、企業間の連携が増加する中、知財の管理コストが増大するおそれがあるという御指摘をいただきました。またアメリカでは、パテント・トロールというふうに称されますライセンス料や高額な和解金を得ることを目的として権利濫用的なビジネスを行うような者がおりますけれども、そういう者による権利行使が社会問題化しているという御指摘をいただきました。さらに、社会インフラの一部を構成する規格につきましても、その実施に必要な特許をめぐる紛争が長期化しますと、経済ですとか産業に悪影響を及ぼすおそれがあるという御指摘もいただきました。加えまして、第四次産業革命の影響は、大企業のみならず中小・ベンチャー企業にも及ぶわけですが、これらの企業は、交渉ですとか訴訟への対応に当たりまして困難に直面する可能性があるのではないかという御指摘もいただきました。これらの問題認識につきましても詳細は、本日の資料3のほうで、また改めまして説明をさせていただきます。

下の方に移りまして、御提言としまして、「標準必須特許に係る裁定制度の導入」ということで、下に書いてございますとおり、標準必須特許をめぐる紛争を対象としまして、行政が適正なライセンス料を決定する標準必須特許裁定制度の導入をしたらどうかという御提言をいただいております。右側の方に移りまして、「紛争の早期解決に資するあっせん制度の検討」ということで、ライセンス契約ですとか特許侵害訴訟を対象としまして、中小企業の皆様が使いやすいようなあっせん制度について検討すべし、この検討に当たりましては、民間のADR制度につきましても整理した上で制度設計をするようにという御指摘をいただきました。今、御説明しました標準必須特許裁定とあっせんにつきましても、こちらにも後ほど資料3で論点を示し、御審議をお願いする予定でございます。

スライド6を御覧ください。データ、知財という順に進めてまいりましたが、残る標準に関する説明でございまして、国際標準化を推進するための体制・人材育成ということで挙げております。課題を5つ挙げておりますが、まず1つ目として、ハード分野のみならず、ソフト分野を含めました国際標準化を迅速に行うことの重要性が増加しているという状況が生じております。また、標準化の活動につきましても、従来の標準化機関が中心となって作成するデジュール標準から、仲良し企業グループが集まって標準を作成するという

フォーラム／コンソーシアム型の標準に変化しているという状況がございます。また、研究開発やビジネスの検討段階から標準化活動を行わないとスピードに追いつけないですとか、さらに領域融合的な分野では、従来の工業会を中心とした標準の策定作業では取組が困難になってきている。さらに、こういった標準に係る変化がある中、標準化体制の整備不足ですとか、あるいは国際標準化を支える人材の質的・量的な不足が生じているのではないかという御指摘をいただきました。

これらの指摘を踏まえまして、実施すべき事項として2つ挙げていただいております。まず左側、「各種ツールを活用した業種横断テーマの推進」ということで、官民の標準化体制を強化すべきということで御提言をいただきました。また右側のほう、「標準化人材育成の取組の強化」ということで、経済産業省で、今年1月に取りまとめました「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」に基づいて人材育成を行うべきであるですとか、さらに下の方、標準関連業務に関与する、知財に関する専門家としての弁理士の役割を明確化したらどうかというような御提言をいただいたところでございます。

スライド7にお移りください。スライド7では、この検討会で個別産業分野の観点から、また中小・ベンチャー企業の支援という観点から検討した内容をまとめております。昨年の4月に中間整理が行われた新産業構造ビジョンにおきまして、その中で有力分野として挙げられました技術分野のうち、ものづくりとモビリティ、健康・医療・介護の分野につきまして、それぞれデータと知財、国際標準の観点から議論をしていただきました。検討の結果につきましては、こちらに記載をさせていただいておりますので、後ほど御覧ください。

また下の方に移りまして、中小企業等の支援の観点から行うことが適当な取組の例として、こちらに3つ挙げておりますような事項を御提言いただきました。まず、昨年の9月に特許庁で作成しております「地域知財活性化行動計画」に基づいた支援を行うべし、また、標準化の取組のところでも御紹介しました「新市場創造型標準化制度」を活用した迅速な標準化による市場拡大の支援をすべし、また、大企業と小回りが利きまして創造力のある中小・ベンチャー企業の連携を推進すべしという御提言をいただいたところでございます。

スライド8以降は、参考としまして検討委員会の名簿、開催状況、並びに個別の施策につきましての御説明をした資料をつけております。本日、委員の皆様にご検討いただく観点に関連しまして、スライド18に、標準必須特許に関する裁定を行いました場合の効果

のイメージ図を添付しております。また、次のスライド 19 には、あっせんを導入した場合の効果のイメージにつきまして記載をさせていただいております。

以上でございます。

○高林委員長 ありがとうございます。報告書を、大変カラフルに分かりやすくまとめていただきましたが、これにつきましての質疑は後ほど、時間を 1 時間ほど取っておりますので、そこでまとめて行いたいと思います。

3. 第四次産業革命を踏まえた特許審査について

○高林委員長 それでは、引き続きまして議題の 2 「第四次産業革命を踏まえた特許審査について」につきまして資料 2 に基づきまして御説明をお願いいたします。

○桂調整課長 調整課長の桂でございます。

それでは、資料 2 に基づきまして、第四次産業革命を踏まえた特許審査について御説明させていただきます。

スライドの 2 ページを御覧ください。先ほど仁科企画官から説明をさせていただいた検討会報告書、こちらでも新しい技術等に特許審査でしっかり対応せよということで幾つか御提言をいただきました。それを踏まえて、特許の審査において 3 点、取組を行っております。まず、1 点目が特許性の予見性向上ということでございます。第四次産業革命に関連する技術について、審査事例を既に公表しております。また今後も技術の進展に伴いまして、必要に応じて事例の追加をやっていくことを考えております。また、ここには示しておりませんが、併せて、ソフトウェア関連発明の審査基準の点検にも取り組んでまいります。それから 2 点目、先行技術調査を分野横断的にしっかり実施するためには、分類を整備する必要があるございますので、IoT 関連技術に関する特許分類を新設しております。付与も既に開始しております。それから、3 点目は、均質性の高い高品質な審査の実現です。IoT 関連発明については、様々な分野で関連する発明が出願されることが考えられますので、こうした発明に対して審査を適切に行うための体制の強化を図っております。

また、これらの 3 つの取組は、日本が世界に先駆けて開始しておりますけれども、他国に対しても、しっかり日本の取組を紹介し、提案を行って、グローバルな取組へとつなげていくことを考えております。

スライドの 3 ページを見ていただければと思います。まずは、事例の公表について簡単

に御紹介します。データから見た IoT 関連技術ですが、下の図にありますとおり、データ取得のフェーズでは、ビッグデータとして大量のデータが集まりますので、それをどう管理していくか、その際のデータの構造についてどうするのかというところがございます。また、それらのビッグデータを AI 技術を使って分析し、またその分析を通じて AI が学習されるということがございます。そして、利活用のフェーズでは、インターネットを使った様々なビジネス方法が生まれてきておりますし、スマート工場、スマートシティ、スマート農業といった、幅広い領域で IoT 技術が進展してきているところでございます。これらに対応した事例を都合 23 事例追加をしております。

スライド 4 では、具体的にどんな事例を追加したかを簡単に、タイトルのみ御紹介をしております。まずデータ取得のフェーズですが、リンゴの糖度データを時間の経過とともにどうやって予測していくのかという発明を事例として挙げております。また、データ管理につきましては、いわゆるデータ構造に関して幾つかの発明を御紹介しております。分析・学習のフェーズにつきましては、学習済みモデルの事例を紹介しております。利活用のフェーズでは、住宅、畜産、自動車、農林、防災、建設機械、ライフライン、ヘルスケア、こういった様々な用途の事例を用意しております。

次のページ以降で事例 2 つについて、概略のみ御紹介させていただければと思います。

まずスライド 5 ページ目、これは無人走行車の配車システムという発明の事例になっております。下の図を見ていただくと、ユーザの方がスマホを使って配車の指示をすると、サーバから無人走行車に対して指示が行きまして、そのユーザのところまで自動走行してユーザを見つけて、顔認識をしてユーザを確認した後、利用を許可する、こういった無人走行車の配車システムの発明となっています。こうした発明につきましては、例えばスマホを使って車を無人配車するシステムといった具体的な情報処理の内容、手順を特定しない、いわゆる願望のみのクレームですと、なかなか特許の対象とはならないのですけれども、請求項 1 のように、送信部、記憶部、データの取得部、顔認識を行う顔認識部等の具体的な処理を特定していただきますと、情報処理が特定されますので、特許法上の発明として保護の対象になり得るということでございます。

次のページ、スライドの 6 です。こちらは学習済みモデルに関する発明の事例です。詳細な説明は割愛させていただきますが、ニューラルネットワークの構成が、第 1 のネットワークと第 2 のネットワークと 2 段階の構成になっています。特に第 1 のネットワークについては、こういった特徴があるかということを決めております。それから、このニュー

ラルネットワークにどういった情報がインプットされ、どういった処理が行われて、最終的にどういったアウトプットが出るのかといった処理の流れが具体的に特定されておりますので、このような記載から、まさに情報の処理の手順が具体的に特定されたコンピュータプログラムの発明を把握できますので、こういったものは特許法上の発明として保護の対象になり得るということをございます。

なお、学習済みモデルは、重み付け係数が非常に重要ということではございますが、重み付け係数、パラメータの数字のセットのみでは特許法上、発明として保護の対象にならないということを、下の方に注記しております。

次のスライド7を御覧いただければと思います。分類の新設でございます。いろいろな分野でIoT関連発明が出願されますが、それらを網羅的に把握するために用意したものでございます。IoT関連技術の定義についてはいろいろな考え方がございますけれども、今回新設した分類は、モノがネットワークと接続されることで得られた情報を活用して、新たな価値やサービスを創造する、こういった技術について付与していこうということでございます。第1弾として、昨年11月にIoT関連技術の包括的な分類を1つ設けて付与をスタートしました。この4月からは、さらに12の用途・産業分野に分類を細分化して付与をスタートしています。既にユーザの皆様方からもJ-PlatPatというINPIITが外部に公開しておりますデータベースを通じて、この分類を使って、既に特許になったIoT関連発明を数百件レベルで今御覧いただくことができるようになっております。なお、新しい出願については、公開までに1年半のタイムラグがございますので、新たな出願についてIoT分類が付与されたものをユーザの方々が見ていただくにはもう少し時間がかかります。それから、細分化されたIoT分類についても、5月中旬以降、特許査定されたものを中心に、この分類を使った調査ができるようになりますので、ぜひ御活用いただければと思います。

スライドの8ページでございます。審査体制の強化ということで「IoT審査チーム」を新設いたしました。これは、IoTの技術及び審査実務の運用に精通した審査官のチームを作りまして、このチームの審査官が各分野の担当審査官と協議をして、しっかりとした質の高い審査を実現していく取組でございます。このIoT審査チームは、40数名という規模で作りました。これらの審査官が手分けして各分野で協議を実施することによって、IoT関連の出願の審査を的確に実施して参ります。

スライドの9ページですけれども、こういったIoT関連技術に関する審査の取組は、既

に5庁の長官会合等々、国際的な場でも紹介をしております。また、審査事例につきましても、ホームページを通じて公表する際に、英語版も同時に公表しております。IoT 分類につきましても、既に他庁に対して、国際分類としての新設の提案をしており、今後、議論を深めていくこととなります。また、下の囲みのポツの3つでございますけれども、コンピュータ関連発明、ソフトウェア関連発明のことですが、これについて、今後、各国の審査の比較研究をしっかりと行っていくことも予定しております。また、新興国に対しまして審査官の育成協力を大規模に実施しております、そういった中でも J P O の四次産業革命に関する審査の取り組みをアピールしてまいります。

次のページ以降、参考で幾つか、こういった第四次産業革命に対応した審査の取組を下支えする品質の取組、あるいは迅速化の取組について御紹介をしております。スライドの13 ページをご覧ください。第四次産業革命に関しまして、標準に関連した発明、特許が非常に重要ということでございますので、各標準化機関と提携をしまして、標準に関連する提案文書等々の提供を受けて特許審査で活用していくという取組を続けておりますが、これも順次拡大をしていく予定でございます。

次のスライド 14 では、面接審査に関する取組を紹介します。地域中小企業に対する支援ということもございまして、出張面接審査やテレビ面接審査を含めた面接審査の規模の拡大、及び内容の充実を図ってまいります。四次産業革命に関しましては、先ほど事例等を御紹介させていただきましたけれども、こういった事例のみならず、具体的な個々の案件について審査官に御相談をいただければ、面接を通じて必要なアドバイス等をさせていただけると思っておりますので、ぜひ御活用をいただければと思っております。

それから、スライドの 18 ページ、新興国に対する取組ということでは、インドやタイといった新興国特許庁に対して、日本から審査官を派遣して研修の協力などを行っております。こうした機会を通じて、四次産業革命に対応した J P O の取組を、新興国に対してアピール、説明をしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○高林委員長 大変ありがとうございました。ただいまのプレゼンについての質疑も、後ほど取りまとめて一緒に1時間ほどやりたいと思っております。

4. 第四次産業革命を視野に入れた新たな ADR 制度の検討

○高林委員長 それでは、引き続きまして議題の3になりますが、「第四次産業革命を視野に入れた新たな ADR 制度の検討」につきまして、資料3に基づいて事務局から御説明をお願いいたします。

○中野制度審議室長 資料3に基づきまして御説明を申し上げます。途中で退席される委員の方もおられるということですので、少し駆け足で資料を御説明させていただきますことをお許しく下さい。

まず、ページをめくっていただきまして1ページ目ですが、先ほど資料1で御説明申し上げた三次元図を再掲しておりますが、こちらは産業財産権のところでは提起された内容、論点をこちらの委員会で御審議いただきたいということでございまして、論点として1つ知財紛争。これは、これまで御議論いただいたところもかなり重なるところもありますが、まず知財紛争ということ。それから、標準分野と産業財産権分野の交差領域になっております標準必須特許の問題、これが第四次産業革命の検討会では非常にフォーカスが当てられたところがございます。

第四次産業革命が知財に及ぼす影響としての分析を2ページ以降でしております。

3ページを御覧いただきますと、まずITの普及というものが知財に及ぼす影響でソフトウェア関連技術を利用する製品というものには膨大な特許件数が含まれることになり、また権利関係が非常に複雑化してくるということが言われております。こちらの下でカメラの例を入れておりますが、70年代、80年代のカメラというのは、1つのカメラ当たり100件程度の特許で構成されておったのですけれども、今は1万件を超えてしまっているということで、これだけ1つの製品に特許の数が多いということは、知財関連のコスト、知財紛争に巻き込まれるリスクといったものが高まるということを分析しております。

4ページ目は、アメリカにおきまして、いわゆる「非実施主体」による特許訴訟状況というようなことを分析しております。アメリカでは、訴訟提起をちらつかせて法外なライセンス料の支払いを求める悪質な非実施主体、いわゆるパテント・トロールが社会問題化していたということがございます。こちらの委員会でも、以前12月に弁護士の一色先生からプレゼンテーションをしていただきましたけれども、大変な社会問題となり、かつ一色先生がおっしゃっていたように、かなり対策はいろいろアメリカでも打たれてきて、大分問題は沈静化したようなことを聞いておりますが、それでもなお、まだこの表にあるような問題も指摘されておまして、2016年の特許訴訟に占める非実施主体の割合は、依然6割を占めるといったことであります。それから、トロール訴訟の急増の背景はいろ

いろいろございますけれども、I T製品の関連特許の特定が困難だということが要因の1つとして上げられておまして、下の表でもありますように、非実施主体による訴訟の被告となったトップ15社を上げてみると、軒並みI T関連の企業だということが見てとれます。

5ページですが、I T関連は特許の数が多くて訴訟のリスクが高まる、とりわけパテント・トロールによる訴訟提起や警告のおそれがあるというようなことだったのですけれども、今後、第四次産業革命を迎えるに当たりまして、IoTによって、これまでインターネットに接続されていなかった自動車、産業機器、交通インフラ、電力インフラ、いろいろなものがつながってくるということになりますので、今の紛争のリスクというものがいろいろな分野に広がっていくおそれがあるということ、それから、情報通信分野の標準規格の実施に必要な標準必須特許の数というのが非常に増えていくということ。

そして6ページ目は、標準必須特許として宣言される件数が非常に増えてきているということで、この標準必須特許に関して、パテント・トロールなどによって権利を濫用されるということになりますと、社会全体に甚大な被害を及ぼすおそれがあるのではないかという議論になりました。

7ページ目ですけれども、IoTということにつながってくる企業は、当然、大企業に限りません。中小企業もつながってくることによって、いろいろな価値を生み出して恩恵を被るといったことの議論はされているのですけれども、先ほど申し上げましたように、IoTの普及によって知財の紛争が増えるということになりますと、中小企業も知財の紛争にさらされるリスクが高まってくるという一方で、中小企業は一般に人的な負担や裁判費用の観点から、なかなか訴訟の提起を躊躇するというような状況があるということがございます。

検討会での提案は8ページ以降で、以上の紛争リスクを踏まえて、特許庁ADR(裁判外紛争処理手続)制度の整備をしてはどうかというような提案がございました。

9ページ目は、その検討会の報告書の該当箇所を抜粋したものでございますが、ここをわかりやすく論点として整理いたしましたものが10ページでございます。こちらは、検討会で示された提案とそれに関する論点を抜粋したものでございます。本日以降の御審議では、こちらの検討会で指摘された論点に関する御意見、あるいは検討会で指摘されたもの以外に検討すべき論点といったものについて御審議いただきたいと思っております。

それで、今後実施することが適当な取組として2つ上げられております。1つ目は、標準必須特許について、特許権者と利用者の間でライセンスに関する協議が整わない場合に、

利用者の請求に基づいて、行政が適切なライセンス料を決める「ADR 制度(標準必須特許裁定)」の導入というふうにしております。若干補足いたしますと、こちらは利用者の請求に基づいて行政がライセンス料を裁定するというようなことをございまして、その裁定に関して法的拘束力は持つものであります。ただ、法的拘束力は持ちますけれども、それに不服が当事者であった場合は、この後、普通に司法での解決という道があるということをございます。あと、こういった制度を、いわゆる ADR と呼んでよいのかどうかというのは、法学上の厳密な理論におきましてどうなのかというのはあろうかと思えますけれども、とりあえず現時点では、こちらの裁判外でライセンスに関する紛争を解決する手段の一つというような非常にあいまいというか大ざっぱな意味で、今、とりあえず ADR と呼んでおります。

それで、この検討会では、標準必須特許裁定については主に2つの論点が出ました。まず11ページの参考1を御覧いただきたいのですが、標準必須特許といった場合の「標準」というのは、公的な機関で標準化をするデジュール標準と、あるいは複数の企業がフォーラムを組織してやるフォーラム標準、それから、企業が事実上の標準としてしまう、マーケットで事実上の標準としてしまうデファクト標準とがあるということで、こちらの標準必須特許で、どの標準を裁定の対象とすべきであろうか、あるいはどのような考えに基づいて対象を定めるべきであろうかというような議論が論点として提起されております。それから、下に周辺特許と名付けてございますが、その特許自体は標準必須特許ではないものの、標準必須特許となる、標準となる技術を利用するのに不可欠な技術というものがある。具体例として、ここにコーデックの規格のデコーダーとエンコーダーについて、デコーダーのみが規定され、エンコーダーの方については標準ではないといった場合のエンコーダーを例として挙げておりますが、こういう周辺特許というものもあるということで、こういったものに関してどこまでを範囲にするのか、その考え方とかそういったものについての論点が提起されております。

10ページに戻っていただきまして1.の②ですけれども、もう1つ、標準必須特許裁定で論点として上がったのが、実施権の設定というものを行政が行う場合に、どのような場合に実施権の設定を行うのかという要件を明確にした方がいいだろうということで、この要件についても検討課題として提起されております。

もう1つ、今後実施することが適当な取組とされましたものが2.でございまして、これは標準必須特許に限らず特許紛争全般に関しまして、紛争当事者の請求に基づいて調整

を行う「ADR 制度(あっせん)」の導入ということで、先ほどの権利関係が複雑化することで紛争が増えるという可能性がある中で、中小企業が、なかなかいろいろな理由により訴訟提起に踏み切れないというような状況がある中で、例えば ADR 制度というものは活用できないのかという議論でございます。これにつきましての検討会での論点というのは、右にございますように、既存の民間の ADR 制度というものがある、参考 2 として 12 ページに上げておりますが、知財に特化した ADR というものも既に 3 つほどあるということでございますので、既に存在している民間の ADR 制度との関連で、どのように制度を考えていくべきかというようなことが論点として上がっております。

資料 3 の御説明については以上でございますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○高林委員長 大変ありがとうございました。

5. 討 議

○高林委員長 一番最後のプレゼンが、法学者としては大変関心の大きいところでございますが、2 番目のプレゼンとしては特許審査にかかわる問題、最初のプレゼンは、もっと大きくシステム検討会で検討された多くの論点について御報告があったということです。格別、3 番目のものはこれから審議をしていくコアとなるものだとは思いますが、1 番目のテーマ、2 番目のテーマを含めて、この委員会は乗り降り自在の委員会ですので御自由に御発言をいただくということにしたいと思っております。どのテーマでも構いませんけれども、いかがでしょうか。

どうぞ高橋委員。

○高橋委員 JEITA の高橋と申します。

2 番目についてですけれども、御意見というほどのことでもないのですが、事例集についてです。審査基準を変えるとか、そういうハードな手法ではなくて、事例集を追加するという穏やかなとかソフトな手法で、第四次産業革命において既存の特許権がどれくらいのことのできるのか、どこまでできるのかということを示されて、非常に有意義だというふうに感じております。こういった事例が、アメリカであったりとか欧州ではこういう事例の形で見ることがありませんので、短期間でこういう形でまとめ上げられ

た特許庁様の努力というか、熱意といったものに心より敬服しております。それをまず申し上げたいと思います。

あと、IoT 審査チームを立ち上げたということで、2月ぐらいに聞いたときには、審査部門間での審査の調整が課題なのだという話を聞いておったのですけれども、今日資料を見たら、早速チームが立ち上がっているということでしたので、非常にタイムリーというか、取り組んでいただいて非常に頼もしい、ありがたいと思っております。

3番目に、PPH のブラジルの件も実務家としては大変ありがたくて、例えば去年ブラジルで登録になった、私が扱っているところで3件ぐらいあるのですけれども、登録まで14年かかっていたので、こういった制度があるということで、環境整備に尽力していただいで感謝申し上げたい。

以上です。

○高林委員長 大変温かいお言葉でしたが、結構厳しいことをいつもおっしゃるかもしれない浅見委員はいかがでしょう。

○浅見委員 特に審査に関しては他の委員会でも関係しておりますが、迅速に取り組んでいただいて、分類、審査体制、審査基準の関係では事例集ですね、その点、非常に高く評価しております。また、その結果を外国にいろいろな形で普及させていくという点についても評価しております。

この段階で、資料3についての質問をしてもよろしいですか。

○高林委員長 どうぞ御自由にお願いたします。

○浅見委員 私自身、それほど標準に詳しくないものですから、幾つかわからないところがありまして、まず質問をさせていただきたいと思えます。

私の理解ですと、標準化団体が標準必須特許を策定するという場合には、通常は FRAND 宣言をするのではないかと理解していたのですが、必ずしもデジュール標準と FRAND がセットではないという御説明もありました。標準を作るけれども、FRAND 宣言をしないということが一般的にあるのかどうかということをお教えいただきたいということが1点です。

それから、参考1のところ周辺特許についての御説明があったのですが、そこでは「標準必須特許ではないものの、標準を構成する技術を利用する上で回避することが困難な特許」と書かれているのです。右側の具体例を見ますとエンコーダーの事例が挙げられています。回避することが困難な特許であれば、それは標準必須特許の中に含まれてもいいのではないかなと考えました。それに対して、エンコーダーの事例を見ますと、エン

コーダー自体はいろいろなエンコーダーがあるというふうにも読めます。そうすると、特定の特許を回避することができるようにも思います。ということで、周辺特許が必須特許の関係でどのような関係にあるのかを、もう少し具体的に御説明をいただければというところでは。

とりあえず質問だけ、ここで申し上げたいと思います。

○高林委員長 最初の御質問は、必須特許というけれども、FRAND 宣言をしないが必須特許であるというような場面というものが多数あるのかという御質問でしたが、これに対してはどなたがお答えになるのでしょうか。

○中野制度審議室長 一度整理してとは思いますが、今、事務局あるいは検討会で議論されたものを少し要約して申し上げますが、その一方で亀井代理とか別所委員とか、もっとお詳しい方もおられますので、もし補足だったり、あるいは私が間違っているようでしたら後でお話をいただければと思います。

まず1番目の質問につきましては、我々の認識では、基本的にはおっしゃるとおり、普通は標準化団体で標準化を策定している企業はFRAND 宣言をするというふう考えておるのですが、幾つか問題があって、まず第1に、FRAND 宣言といっても、実際のライセンス料についてははっきり決まっていない、明らかではないような場合があると聞いております。そこでライセンス交渉が長引くとか、そういうことがあるというのが1つ。

もう1つは、そんなにケースはないのですが、リスクとして言われているのがアウトサイダー、すなわち標準化団体に参加していない企業が、もし標準必須特許に該当するような特許を持ってしまっていた場合、非常にリスクが大きいというおそれが2つ目にあります。

3つ目は、これは一部に解消されつつあるとも言われているのですが、一般には、標準必須特許はFRAND 宣言をされている場合は、宣言をした者は義務を負うのですが、標準必須特許が売却された場合に、その購入した先の主体はFRAND 宣言の効力は、必ずしもそこには及ばないというようなことも言われていて、特許流通に伴ってFRAND 宣言が解除されてしまうというようなリスクがあるという議論があります。そういった意味では、私どもが聞いているのは、標準化団体の方でもこの問題は困ってパテントポリシーを定めたり、強化したりとかいろいろ工夫はしているのですが、パテントポリシーの策定過程で争いがあったりなかなか決まらないとか、あるいは逆にパテントポリシーでリスクを非常に低めるような厳格化のものにするのであれば、もうFRAND 宣言はしないというような

動きを惹起するおそれがあるとか、幾つかそういうリスクがなお残っているというふうに認識しておりますけれども、もし補足などがございましたらお願いいたします。

○高林委員長 では、高橋委員からお願いします。

○高橋委員 規格策定の大きな枠組みとして、規格の策定団体、標準化機関があります。例えば ITU とか ISO という機関があります。その枠組みと、その後のライセンスをするライセンス会社、プールが活動するという枠組みとでフェーズを分けて、頭の中に図形を作っていたきたいのです。最初のフェーズは ITU なり ISO というのが標準化をつくる策定段階で、各社が起案を出して議論をして規格案が決まります。その際に、特許はありませんかということで特許宣言をしてもらいます。そこで FRAND 宣言をしますか、しませんかというので FRAND 宣言をしてもらう。それで、もしも FRAND 宣言をしなかった場合には、その該当の部分については、例えば削除するとか変更するという議論がある。そういったことの一巡があって、最終的に規格案がフィックスする。そういった意味では、基本的には FRAND 宣言をしているからこそ、少なくとも規格に参加して提案した企業に関していうと、FRAND 宣言はしていると言えます。そうでないものについては除かれているという考え方でよいと思います。

その後、ISO なり ITU なりがライセンス活動をするのかということそうではなくて、例えば MPEG の場合には MPEG LA という会社が、特許権者が集まって作ったライセンス会社が管理をしていきます。そこで、例えば認定弁護士に委託して特許認定、必須認定をもらう。また、額も特許権者が集まってライセンス会社の中で決められていきます。従いまして、額を決めたり、必須特許はこれです、これですというのは2番目のフェーズのほうの、標準化団体の次の段階で行われていくということになります。そうだとすると、ライセンス料はどこで決めるのかということ、2番目のフェーズというか、規格団体でない、実際にライセンス会社と呼ばれているところで決めていくことになっていきます。ですから、そこで今の大きな問題というのは、ライセンス会社というのがうまく機能していなかったりとか、もしくは、標準化団体の規格には参加したのだけれども、ライセンス会社には考え方が違うので参加しなくなったりというところで、FRAND 宣言をしているけれども、ライセンス会社には参画していないという場合もあるというのが背景としてあるということです。2つのフェーズに分けて整理すると、状況は理解しやすいのではないかと思います。

あと、譲渡した場合はどうなのかということ、先ほど中野審議室長が言われたみたいに、

パテントポリシーの中に入れようという試みがあって、譲渡した場合でも FRAND 宣言は引き継ぐのですよ、譲渡契約の中にそういう条項を入れなさいよ、というようなパテントポリシーを標準化機関のほうで、例えば移動体通信であれば 3 G P P とかそういう団体が既に策定をしていて、FRAND 宣言が引き継がれるような仕組みには一応なっています。けれども、仕組みとしてはそういうふうになっているとしても、もちろん、それはどのくらい有効なのかというのは、また別の議論としてあるのかもしれませんが、一応そのようになっているということです。

○高林委員長 大変ありがとうございます。この度、ADR とか裁定という制度を設けるとか設けなとかいうときに、どのような人を当事者に取り込むのかということでは最後まで議論になるところだと思います。今、御説明いただいたとおり、標準化団体とか特許管理団体がうまく機能しているならば、何もこちらがしゃしゃり出る必要はないということなので、うまく機能できない場面で、言ってみれば無理やりでもやろうということならば、嫌だという人でもなぜやらせられなければならないのか、なぜこっちに来なくてはいけないのかと問われることとなります。その場合に、それはあなたが FRAND 宣言しているからでしょうといったようないろいろな理由がなければ取り込むことはできないのだろうと私は単純には考えるわけです。なので、これからの審議対象となるその要件として、どのような標準技術を対象にするのか、どのような人を無理やりでも取り込めるのかを定めることは大変興味深く、また難しそうだなと感じるところです。このような制度を作るのという場合には、まずはそのポリシーは一体何なのかということをはっきりしておく必要があります。裁定実施権の制度を策定するのであればそのポリシーは公共性にあるとか、そのようなポリシーを高らかにうたえることがないといけないのだろうと思うわけです。これは、私の一学者としての感想にすぎませんので、これから先に大いに議論していただきたいと思います。この委員会は、乗り降り自在でお話しいただいてよいということなので、まずは、私が勝手に感想を述べさせていただいたという次第です。

○中野制度審議室長 あともう 1 つ、周辺特許の御質問ありましたので……。

○高林委員長 では、どうぞ。

○中野制度審議室長 あともう 1 つ、周辺特許の件ですけれども、これもちょっと整理して、また御説明申し上げたいと思いますが、これも、また例によって私より詳しい方が座っておられるので、補足とかありましたらお願いしたいと思います。

一応、私どもの理解では、こちらのエンコーダー、デコーダーの例であれば、本来であ

れば、おっしゃるとおり、エンコーダーも標準のほうにやってもらえればいいのですが、何か理由があるのでしょうか。恐らく、作っている団体とか企業とか主体が違うので、エンコーダーのほうではたまたまそういう話がまとまらなかったとか、あるいはエンコーダーも複数あるのですが、技術的に最後1個に独占されてしまったとか、あるいは商業的に、ほかにもオプションはあるのだけれども、高過ぎて使えないとか、恐らくそういった事情があるのかなというふうに思っておるのですが、そういった理解でよろしいでしょうか。

○高橋委員 一般に、規格に載るのが受け側の復号化側なのです。一方で、送信側の符号化方式については載っていないというのが規格書になっています。そうすると、そのクレームと規格書を対比したときに対比できるのはどちらかというと復号化側ということになります。では、符号化側が規格書に載っていないというときに、実際どうなっているのかというと、ある復号化方式に対して符号化方式に複数の選択肢がほぼなく、1対1のミラーの関係にある場合、当然、復号化側はこうなっているのだから符号化側はこうでしょう、1対1でしょうという場合には、実際には必須認定を受けています。その場合には符号化方式についても標準必須特許として扱うのが妥当であり、そのように実務では扱っています。

一方、必須認定を受けない場合というのは、ある復号化方式に対して複数の符号化方式の選択肢があり得ますねというときには必須認定は受けられないのです。このような例もあります。ですので、場合がいろいろあるし、もちろん、ミラーである場合には必須認定として扱われている。ミラーでない場合には必須特許として扱われないので、そのときに必須特許と同等のライセンスを受けるのがバランスとしていいのかということ、またそれは違うという気がしなくもありません。

○高林委員長 亀井様、どうぞ。

○亀井様(萩原委員代理) ありがとうございます。技術的な点というか、標準ボディとライセンスボディの話を高橋さんがいろいろ御説明されましたので、今回、この御検討されるところにおいて、1つ意見として述べさせていただきたいと思います。

先ほど室長から御説明もありましたように、第四次産業革命という中で、産業横断的に標準技術が使われる機会というのは非常に爆発的に広がっていくだろうという中で、御懸念としてある知財紛争が多く起こるのではないかとこのところは、まさにおっしゃるとおりであります。そういう知財紛争に関する解決策、対策として、様々な御意見、御主張が

ある中で、今般、こういう形でまとめていただいた。特に産業界の意見もいろいろお聞き届けいただいたかなというふうに思いまして、これは、まず感謝を申し上げたいと思います。

そうした中で新たな制度、ADR ということで、これからこの審議会でご検討いただくという中で、まだこれから、高林委員長がおっしゃるいろいろな要件が議論されていくだろうという中で、今、直近に御提案を拝見して一つ思いますのは、利用者の請求といったときに、これは一方当事者が請求すればできるものなのかとか——これはライセンスを請求されている側の場合もあるでしょうし、請求する側の場合もある。それによって仕組みが随分変わってくるかなという点。それから、そういう中で強制的に何かライセンスをさせるというような制度までいくのかという点は、今、恐らく言葉を選んでおられて、ライセンス料を決めるとおっしゃっているので、恐らく当事者間には、ライセンスをする、される意思是、もうそこは合致しているのかもしれませんが。そういうあたりも制度の仕組みにかなり効いてくるだろう。

そういう上で、今ありましたような一体何を対象にしていくのか、さすがにデファクトまでいくと、これはかなり強烈なことになるかという気もしますので、フォーラムをどうするのかというあたりが、多分、一番論点ではないかというふうに想像いたします。これからの議論でも、ぜひ産業界の意見をいろいろお聞き届けいただいて設計をしていただければと思います。以上です。

○高林委員長 大変ありがとうございます。ADR のところに議論が集中しており、今後もそうなるだろうなと思いますが、今、室長はADR という名前で取りまとめておっしゃっているわけですが、非常に違う2つが入っておりますね。ひとつはADR と言いながら「標準必須特許裁定制度」という、この言葉が意味しているように、単純なADR といいますか、両方のあっせんをするというのとどまらないものがイメージされる言葉でもある。2番目のほうは、完全に仲裁といいますか、調停といいますか、そういうものであろうかと思うわけです。

なので、この2つはちょっと分けて議論した方がよいと思います。後ろのほうは既存の民間ADR とのバランスとかも、こちらで独自に作っていくのならば、検討しておく必要がありますが、1番目の方は裁定という言葉で言うならば、全く新規な制度であろうかと思っておりますので、要件とか当事者とか、その辺を大いに議論しなければならないだろうと思うわけです。

では、辻居委員。

○辻居委員 高林委員長、ありがとうございます。まず、1番目の裁定について一般的なことを申し上げたいと思います。産業界の強い要望ということで、標準必須特許の裁定制度自身については異論はございません。しかしながら、高林委員長がおっしゃったように、特許法 93 条の公共の利益というような、どの範囲でこういう強制的な裁定ができるのか。特に、この制度は諸外国にも例がないということなので、やはりグローバルな視点といたしますか、その批判といたしますか、そういうような目にも耐えられる公正な手続であるというような視点を持って要件等を御検討いただきたいと思っております。TRIPS 等でも、こういう制度についてはいろいろな制約がございますので、特許権の効力を不当に弱めているのだという批判が出ないような形で、ぜひこの制度の設計をしていただきたいと思っております。

以上でございます。

○高林委員長 宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員 ありがとうございます。少し資料 1 のほうに戻った話をして恐縮ですが、資料 1 にもありますデータの利活用、第四次産業革命、Society5.0 ということに関してはいろいろなところでも議論がされているのですが、今、利活用が必要だというところまでは全体の議論はそろってきたと思います。

ただ、今は人為的にも、技術的にも法整備が完全には十分ではないという点に関しては、やはりスピードを上げていく必要があると思います。特に、これは日本特有なのか日本人の特徴なのかわかりませんが、個人の情報にしても、企業の態度にしても、はっきりしないことに関して、かなり神経質になっていて、ルールがないと前に進まないという傾向もあると思いますので、そこら辺の対応を明確にして、保護の仕方も明確にする。それから、やはりスピードがこの世界というのはすごい大事ななというふうに思っております。例えば新技術の対応、4 ページにあります技術なども、もちろんいろいろな、例えば新技術への対応の国境をまたいだ侵害行為に対する権利保護ですとか、そういったところは裁判例の蓄積等を注視しつつ、引き続き検討と、対応としてはそれでいいと思うのですが、逆に言うと、裁判というのはどうしても時間がかかって、様々な蓄積を待っているとスピードが遅くなるという側面も出ますので、できるだけ意識の上では先手をとるような形で処理していただきたいと思います。そんな中では、やはり IoT の審査チームですとか、特化して考えるチームができたということは非常にいいことだだと思います。

あと、今話題にありました ADR に関しまして、もう 1 つとおっしゃったあっせんの中の ADR なのですけれども、これに関しましては、今民間のこのような組織があるということで、これを完全に無視して官でやるというのは現実的ではないのかなと思います。民でやっていることを圧迫しないようにはしながらも、それぞれの特徴をちゃんとヒアリングして、それぞれのいいところを吸収する形で、ただ 3 つとか幾つかが民でばらばらでやっても話は進みませんので、行政がうまくバックアップをして、統合がいいのかはよくわかりませんが、うまく連携するような形にしながら制度を整えていくのがいいのではないかと思います。

○高林委員長 ありがとうございます。

それでは、東海林委員。

○東海林委員 東海林でございます。私のほうは、今話題にありました ADR 制度の中の裁定制度について、どういうイメージかということも含めて質問したいと思います。

裁定制度については、法律上の制度設計をどのような形にするか、これによりましては裁判所もかなり影響を受けるところかと思いますが、先ほど辻居委員から特許法 93 条の話が出ておりました。現行制度上の裁定としましては 3 つのタイプがあるかと思いますが、不実施の場合の裁定と、利用発明の場合の裁定と、先ほど話のありました公共の利益の必要性に基づく裁定です。それで、私の知る限り、それらの制度はほとんど使われていないと思うのですけれども、もし仮に、この標準必須特許裁定というものを法制度化する場合において、その法制度上の位置づけなのですが、今申し上げたような 3 つの裁定とは別の新たな第 4 類型としての裁定にするのか、それとも現行の裁定とは全く違う形の裁定にするのか、そこら辺の大ざっぱなスケッチと申しましょうか、イメージがもしありましたら教えていただきたいというのが 1 点です。

それからもう 1 点、もし現行制度と同じような裁定になるという場合ですけれども、第 4 類型になるのか、それとも今の 3 つのタイプの中の改正を行うのか、そういう割と狭いイメージの裁定である場合に我々が関心があるのは、やはり、その裁定がなされたときの不服申立制度がどうなるのかということです。この点につきましては、現行制度上は 3 つの裁定で、誰が裁定者になるかによって若干違うところはあるかと思いますが、私の理解では大きく 2 つに分けられるかなと。1 つは、例えば裁定における通常実施権の設定の可否については、これは行政不服審査法の異議申立制度がありまして、その異議申立制度を経て、さらに行政事件訴訟法上の行政訴訟に進むということになるかと思いますが、標準必

須特許の場合は、恐らく、もし仮に通常実施権を設定するといった場合には、通常実施権の設定の可否のみならず、そこで言う対価の額というか、ライセンスの額を定めるということになるかと思えます。この件については、現行特許法では対価の額については行政不服審査法上の異議の申立てを経ずに、直接、行政事件訴訟を起こすということができることになっていると思えますけれども、もしそういう枠組みで作るという場合に、通常実施権設定の可否と対価の額について、それぞれ別のルートでの不服申立てをそのまま維持するような制度になるのかどうか——今はまだ初期の段階の議論で、そこまでは詰めておられないかもしれませんが、イメージで結構ですのでお話しいただければと思います。

○中野制度審議室長 ありがとうございます。先ほどおっしゃられたように、初期の段階の論点の提起で、今いただいたような御意見を踏まえて次に、もう少し御意見を踏まえつつ具体的に作っていかうかと思っておったのですけれども、一応事務方の我々の中でイメージしていたのは、それが正しいかどうかはまた御議論いただきたいと思いますが、イメージは、おっしゃっていた類型では狭いイメージのほうで、すなわち、現行制度とは違う全く新しい制度ではなくて現行制度踏襲で、かつ1、2、3類型に1個加える4類型をイメージしておりました。したがって、裁定の不服があった場合は、おっしゃられた現行の制度と同じようなルートでいいのかなというようなイメージを持っておりました。

○東海林委員 ありがとうございます。

○高林委員長 これからの難物がたくさんあるなというところをイメージしますが……。

では、別所委員をお願いします。山本和彦委員は途中退席されますか。

○山本(和)委員 はい。

○高林委員長 民訴の立場から一言言っただけかなと思いますので、まだ時間があるならば、その後でよろしいでしょうか。

では、別所委員から先に。

○別所委員 ADR についてですけれども、IoT の審査について専門チームを作るという御紹介がございましたように、技術専門官庁である特許庁の中に設置するというのは、ユーザとしても安心感があるのではないかなという印象を持ちました。

それで、ADR のユーザの立場としてということ一言申し上げておいたほうがいいのか。先ほど民間のADR との比較がございましたけれども、裁判所における民事調停もございました。詳しくは当然、性質上申し上げられませんが、ユーザとしてどういう感覚を

持ったかと申し上げますと、裁判所であるということから非常に安心感といいますか、両当事者は、当然、対立抗争はあるのですけれども、解決しようという意欲を後押しするような感じがございました。そういう意味でも、日本においてはということになると思うのですけれども、民間のADRよりも解決が早く、非常に満足がいったと言える結果になっている。何か、そういった心理もうまく使うのが、今後どうなるのか、ちょっとまだ議論を整理ということですから分かりませんが、この新たなADRの設定においては必要かなと思いました。

以上です。

○高林委員長 ありがとうございます。

それでは、山本和彦委員よろしくお願ひします。

○山本(和)委員 ありがとうございます。資料3の、先ほどの2つのADRということですが、1の標準必須特許の関係は、恐らく固有のADRの問題ではないと思いますが、今後、手続がもう少し議論が出てくれば何らかコメントさせていただきますが、本日は2の固有のあっせんのADRについて若干コメントをさせていただければと思います。

私自身は、ADRをずっと研究してきた人間として、ADRの利用を活性化しようという方向自体は基本的には賛成であります。ただ現在も、先ほど来出ていますように、既に幾つかの民間のADRがあるわけですが、それが、必ずしも十分に使われていないとすれば、やはり、その理由がどこにあるのかということが重要ではないかと思っています。私自身は、余り知財のADRに詳しいわけではありませんけれども、その原因の探求、これはADR機関のヒアリングとか、あるいは利用者のアンケートとかいろいろなあれがあるのかもしれませんが、そこがまず必要かなと思っています。

ただ、一般的に日本でADRが利用されない原因としては、既に幾つかのことが指摘されておりまして、1つは広報の問題ですね。そもそもADRがあるということをよく知らないで利用されないという問題があります。それから費用の問題ですね。やはりコストが掛かる場合がある。それから、3番目としては実効性の問題で、ADRを申し立てても、相手方がなかなかテーブルに着いてくれない。私が承知している限りでは、この知財ADRセンターも相手方が手続を応諾しない率というのは、かなり高いというように承知しております。さらにはADR機関が一定の解決案を出しても、相手方はそれを尊重してくれないということで、結局やってみただけでも、駄目だった、無駄だった。結局は裁判に行かざるを得なかったということで、こんなものは使ってもしょうがないというふうになるケースと

いうのも結構あるということかと思えます。

恐らく、そういうようないろいろな問題があるのだらうと思うのですけれども、考えられる対応策としては、大きくは2つあるかなと思っていて、1つは既存の民間ADRについてこ入れをしていく。先ほど宮島委員が言われた方法かと思えますけれども、行政のほうで何らかのこ入れをして強化をしていくという方法と、もう1つは行政型の新規のADRを作っていくということかなと思っています。

第1の民間型ADRのこ入れというのは、例えばイメージとしては、既存のADR機関を特許庁が一定の認定をして、それについて一定の効力を付与していく。その申立ての費用について一定の補填をすとか、先ほどの広報の問題についても一定の援助をするといったような何らかの行政的な支援をしていくということが考えられるのかなと思っています。そういう枠組みで私の承知している限りでは、事業再生の分野で「事業再生ADR」という制度がございます。これはADR法で法務省が認証した上で、経済産業省が産活法に基づいて一定のADR機関を認証する。それによって一定の法的効果を付与するシステムであります。こういうような方向性で、もし現在の民間ADRが抱えている問題というのが一定程度対応することができるのであれば、そういう工夫の余地というのがあろうかと思いません。

それから、行政が新たにADRを作るという、あるいは検討会はそういう方向を考えておられるのかもしれませんが、まさに既存のADRとの関係の整理というものが課題になるのだらうと思えます。中小企業に特化した形でのADR、どういう形で特化するかということは問題ですけれども、そういうものを行政が作って民間と住み分けをするというようなスキームはあり得ないかなと思います。これも事業再生の分野では、先ほどの民間の事業再生ADRというのは基本的には大企業向けで、中小企業向けには、やはり経産省がやっている中小企業再生支援協議会というシステムがございます。それから、中小企業の取引紛争については、いわゆる下請かけこみ寺というような、これは中小企業庁がやっているようなスキームもありまして、そういう中小企業向けに特化して行政が出ていくというのは有り得る選択肢かなと思います。

ただ、行政が紛争解決の分野に出ていくというのは、原則としては例外的な事象で、先ほど別所委員から御指摘がありました。本来、紛争解決は司法の任務なので、そして、司法でもADRとして調停という制度を持っておりますので、行政がそこに出ていくということの正当性、あるいは行政が出ていくことにどういう意味があるのかということですね。

もちろん、ほかにも ADR を行政がやっている分野として建設工事の分野とか公害の分野とか、電気通信あるいは放送関係の分野、さらに消費者取引の分野とか幾つかの分野がございます。そして、それなりに実効性を持った ADR を運営している場合もありますので、恐らく、そういうような分野についての状況も踏まえながら、政策的な必要性あるいは実効性といったようなことをこの場で十分に検討していただく必要があるのではないかと思います。

今の段階での私のコメントは以上です。

○高林委員長 ありがとうございます。この ADR についての中小企業に利用しやすいというような趣旨の提言でもあったと思いますが——ということだと、長谷川委員はいかがでしょうか。

○長谷川委員 ありがとうございます。中小企業ということで、私どもが中小企業を経営していく中で、他の会社が作らないオリジナルの製品を弊社では作っていこうと考えております。そういう経営方針を掲げて2年、3年、または10年、あるいは10年以上をかけて1つの機械をつくり上げていくという経営方針の中で、その後ろ盾というか、守ってもらえるのはこういう特許権であるとか、10年かけて開発したものを、もし何かあった場合には必ず守ってもらえるという法律があるから、そういう経営方針でやっていけるのであって、その後ろ盾がなくなったら、他人のまねをして二番煎じでやるのが一番いいに決まっていますから、今のような「やり得」というようなことがもしあるならば、開発で生きていこうという中小企業はどんどん少なくなっていくのは間違いないと思います。その中でもやっていけるのは、特許権とか特許制度に、まだまだ私たちは守ってもらえるという考えで、弊社もそこに力を入れてやっております。その1つとして特許庁による仲裁制度 ADR の制度、そういう選択肢が——裁判、訴訟を起こせば、勝つ、負けるという結果は出るのでしょうけれども、中小企業の中において、当然、そんな訴訟を起こすようなお金は、すごい経費がかかりますので、選択肢の1つとしてこういうものが増えるということは非常にいいことだと思います。

また、民間で同じような ADR があるということですが、利用の件数が、私どももやったことはありませんが、非常に少ないということで、何か問題があるのではないかと。信用できないとか、そういうことがあるかどうかわかりませんが、あるとするならば、それを特許庁がやることによって解決できるならば一緒に、先ほども出ていたように、そちらの民間のほうと一緒にいいところを出し合ってやるというのが一番いいのではないかな

とっております。

以上でございます。

○高林委員長 弁護士会、弁理士会が民間のADRをやっているわけなので、一言あるだろうなと思いましたが、辻居委員、どうぞお願いします。

○辻居委員 委員の皆さんが、民間の既存のADRを利用していただくという意見を言っていて非常に安心しております。やはり民間のインフラを利用してADRを活性化していただきたいと思っております。

それで、資料3のところに3つの認証を受けたADRの事業者を例示されているのですが、今回の特許の話を考えて、やはり日弁連と弁理士会で設立した日本知的財産仲裁センターが、それにふさわしいのではないかと考えております。実は、日本知的財産仲裁センターでは相談はもとより、調停、仲裁、そのほか標準の必須判定等も行っておりますので、日弁連、多分弁理士会さんのほうも、今回のあっせんにおいて日本知的財産仲裁センターを活用していただければ、これについては大賛成するのではないかというふうに私は思っておりますので、是非よろしく願いいたします。

以上でございます。

○杉村委員 私どもも日本知的財産仲裁センターを弁護士会さんと一緒になって運営をしているところでございますが、委員の方からも御指摘がございましたように、また資料にも記載がありますように、仲裁等の件数は多くございません。その理由や分析は、まだきちんとしているわけではないと思っておりますが、その理由の1つには、やはり広報不足という点もあるかと思っておりますので、今後、日本知的財産仲裁センターを活用していただけるような広報活動をしていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

資料3に関してでございます。最初に裁定のことについて意見を申し上げますと、現行の特許法に規定をされている裁定制度にプラス1つ新たに加わるというイメージを個人的には持っております。したがって、現行の裁定制度と共通する手続の枠組みはほぼ同じでよいのではないかと考えているところでございます。例えば、裁定を請求する者は、対象となる特許発明を特定して、例えばFRAND宣言等をした標準必須特許を特定して請求することや、協議前置が条件であること等です。御提案の裁定は、例えばいわゆるトロール対策について有効な制度になるのではないかと考えております。特に、今後、第四次産業革命の進展に伴いまして、またこの機会を契機にいたしまして、地方の中小企業の活性化やベンチャー企業が多く輩出できるような環境整備をしていかなければいけないところ

ですが、このような中小企業やベンチャー企業にとりまして、FRAND 宣言等をされた標準必須特許を積極的に活用したい場合に、行政庁にこのような裁定制度があることでトロール会社に対する「抑止的な効果」が期待されるのではないかと考えております。

それから、「あっせん」についてでございますが、例えば、仲裁センターの仲裁等のADR は、原則「非公開」ということになっておりまして、恐らく行政庁がやるあっせん等に関しましては、今後皆様の議論によるかと思いますが、仮に行政が実行する場合には、「公開」が原則になるのではないかと考えております。そういう意味では、ADR に対する選択肢が広がるという意味があると考えております。また、非公開という意味では、裁判所における仮処分等もございますが、仮処分がどの程度の件数があるのでしょうか。恐らく民間のADR よりも件数が多いのではないかと感じております。新たな「あっせん」制度を創設する場合には、このようなことも踏まえて、なぜこれまで民間のADR が活用されていなかったのか、仮処分のほうが、もし件数がかかなり多いとすれば、なぜ民間のADR よりも、裁判所が選ばれているのか等の原因も洗い出して検討し、今後の「あっせん」についての制度設計をしていく上で参考にする必要があるのかなと考えております。

資料1についてもよろしいでしょうか。資料1につきましては、この第四次の検討会にも参加をさせていただいておりましたが、特許庁の事務の御担当の方々、そして経済産業省の御担当の方々に今後の方向性を示す検討書をまとめていただき感謝しております。検討会の委員の皆様からは、種々の御意見がございましたが、しっかりとこのような形にさせていただきました。なかなかお礼を申し上げる機会がございましたので、この場をお借りして、これだけの方向性を分類してまとめていただきましたことを改めてお礼申し上げます。

検討書の中にもございましたように、「標準」につきましては、検討会で当会の会長がお話させていただきましたように、弁理士が、今後、知的財産権の取得・活用という面も踏まえたうえで、積極的に関与していきたいと考えております。そしてデータに関しましても、先ほど仁科企画調査官様から御説明をいただきましたように、不正競争防止法の観点で今後データの利活用に関する新たな制度設計が導入されることとなりましたら、当会の会長も別の審議会でも申し上げましたように、これまでのデータに関する相談業務等に加えまして、弁理士も積極的に関与していきたいと考えております。

以上でございます。

○高林委員長 ありがとうございます。ちょっとその前に私から質問したいのですが、この資料によると「不正競争防止法の改正は今春を目処に方向性を取りまとめ」と、今春というのは今ですね。これはどの程度のことになっているのか、ちょっと教えていただきたい。

○仁科総務課企画調査官 こちらに書いてございます営業秘密の保護・活用に関する小委員会の方で、日付は思い出せませんが、今月に中間取りまとめの報告書の案の審議がされております。今は、委員長預かりの状態となっております、近々公表されるものと理解しております。

○高林委員長 ありがとうございます。

それでは、春田委員からお願いいたします。

○春田委員 ありがとうございます。労働組合の立場から、何点かお話をさせていただきたいと思います。

まず、特許の取得に関する取組の充実強化というところは、この資料のとおり、非常に取組が進められており、共感しているところであります。

その中で、1つ目のテレビの面接の審査や出張の面接審査については、非常に利用者がアクセスしやすい環境整備ということから非常に評価しているところであります。ただ、少し懸念されるのは、こうやって大きく広げていくときに、やはり審査基準の統一化がきちんとなされるのかということが、1つ懸念として持っているところであります。

あと、IoT 審査チームの方の設置というのも非常にいいことだと思っておりますが、定員が四十数名という枠があるというような話も聞きますので、今後の需要に対して、もう少し体制強化をしていったらどうかと思っているところであります。

それとあわせて、今、第四次産業革命が進んでおり、人材育成が非常に大きなテーマになっていると思います。それで、ビッグデータ、AI の活用等も含めて、やはり特許庁の中の人材も非常に限られており、人材育成も必要なのですが、やはり一人一人の能力というのは限界があると思います。こういったビッグデータ、AI を活用しながら、人の負担の軽減というところも少し頭に入れながら、うまくこの体制を作っていったらどう思っているところであります。

それから本題の、先ほどから話がありますライセンスに関して、ADR 制度でございますが、特許権者と利用者との間でライセンスに関する協議が伴わない場合だとか、権利侵害による紛争が起きた場合、そもそも現状で、どれほどそういったライセンスに関する協議

が伴わない場合があるのかとか、もう少しデータ分析が必要であり、それが、先ほど標準必須特許の分類が書かれておりますけれども、その中でデジュール標準に係る部分、フォーラム基準に係る部分、デファクト基準に係る部分が、どの程度今あるのか。紛争の中でどの程度あるのかを分析した上で、どういったところに焦点を当てればいいのか考える必要があるのではないかと考えております。先ほどの話だと、デファクト標準というのは非常に難しいというのは重々承知の上で、少し実効性あるものにしていくのに、そういった分析も必要ではないかというふうに思ったところであります。

それから、2点目の紛争当事者の責任に基づいて調整を行うADR制度の導入というところで、先ほど来、認証ADR機関の話が出ております。私も、「かいけつサポート」という今回の参考資料をいろいろ見させていただきましたけれども、この受理件数を見て、ちょっとびっくりしまして、やはりこんなに少ないのかと。UDF-ADRセンターについては、平成27年度は0件ということで、やはりこの部分の、先ほど来話があるとおり、取組も含めて考えていく必要があるのではないかと考えているところです。確かに、いろいろ御意見がありましたけれども、やはり大事なものは、何でこういう状況になっているのかというのを分析していくということが大事だと思いますし、そういった意味できちんとした調査を行っていただきたいと考えております。

ちょっと想像するには、資料3の7ページ目に中小企業の話の中で、コスト面でのアンケート調査が出ておりましたので、非常にそういった費用面の部分というのも大きいのではないかと。先ほど広報の話も出ておりましたけれども費用面の支援ということも含めて、どういった体制でやっていけばいいのかというのは慎重に検討するべきかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○高林委員長 製薬というと、この問題に余り出てこないのかなという気がしてしまったのですが、山口委員、いかがなのでしょう。

○山口委員 医薬品ということで言いますと、標準必須特許と言われても、正直なかなかピンと来ないところはございます。ただ、やはり大きな意味でヘルスケア、あるいは今後の医療ということでいくと、通信との融合というのは避けられないところだろうというふうに思っていますので、そういう意味で、いわゆる完全なユーザの立場としては、こういったあっせん制度、裁定制度ができるというのは非常にありがたい話だと思っています。

いろいろとデジュール標準とか医薬品の分野であるのかどうかと考えてみたのですけれ

ども、近いところでいきますと、医薬品、医療機器の場合ですと、厚労省にデータを提出して承認を得るという非常に特有のステップがあるわけですが、その中で、例えば医薬品の場合ですと、毒性の評価に何か細胞を使わなければいけない、あるいはたんぱく質を使わなければいけないということが定められる場合がございます。そういったものに対して誰かが特許を持っていると、これはちょっとまずいことになるなという、そんな危機意識はあるのですが、正直申し上げまして、現在のところ、そういった問題は起きていないということでもありますので、今後検討の中で——多分、今現在としては、対象としては通信分野の技術ということがメインだろうと思いますけれども、そういった、いわゆる官制の試験あるいは手続の仕組みの中で、必須にやらなければいけないようなことに対する特許権というものが入るのか入らないのかというのは、一つ検討していただければありがたいかなと思います。

それからもう1点ですけれども、強制実施権との関係で、やはりちょっと気になる部分があるかなと思います。その辺は、幾つか御意見が出ていますけれども、整理をしていただきたいと思います。範囲が広がってしまう、あるいは権利の弱体化につながってしまうというようなことは、ちょっと避けていただきたいと思っております。

以上です。

○高林委員長 ありがとうございます。ちょうど高橋委員に聞こうかなと思ったのですが、先ほど標準必須特許のライセンスフィーの争いは、裁判が最近起こりませんし、その実態が表面的には余り見えませんので、その辺、何か情報開示していただければかなと思います。

○高橋委員 最近、何でうまくいかないかという要因は、多分、私的には3つぐらいに整理できるのかなと思っています。

例えば、伝統的に言われている画像コーデックのMPEG2みたいなものが一番代表的で理想的なモデルとして言われているのですが、その当時というのは、権利者と実施者というのは、大体オーバーラップしていたのですね。例えばDVDの対象製品ですけれども、そういう場合というのは、自分も権利者だし、自分も払わなければいけないとなると、そこでリーズナブルな解決が生まれてくるというのが1つなのですが、ところが、最近はこちらが分かれてしまっている。例えばスマホということを考えていくと、権利者と実施者というのは必ずしもオーバーラップしていないというふうになってくると、当然、実施者は製品で回収できないから特許で投下資本を回収したいと思えますし、実施者のほうは、な

るべく安くと思っていくと、なかなか解決ができないというふうになっている。

あと、2つ目がライセンサーが多様化しているということになります。例えば、昔であれば電気業界の頭に浮かぶ企業さんたちがそこで規格を作って、そのプールも作ってということになるので、何となく登場人物がはっきりしている。ところが、今言われたみたいに、医薬メーカーが入ってくるとかいろいろなことになってきてライセンサーが多様化してくるとなると、共通のニーズというのがなかなかつかめなくなってくる。共通のニーズがないと、やはり細かくグループが分かれてしまったりとか、共通のニーズ自体がすごく小さくなってしまったりというのがあると思います。

3番目は技術の多様化というか、技術の製品の変化といいますか、昔であれば、DVD というのは専用品なのですけれども、スマホという汎用品なのです。例えば汎用品になると、その中にいろいろな機能が入っている。テレビも入っている、カメラも入っている、電話も入っているというふうになってしまうと、なかなか共通の会というか、特にプールがうまくいかない理由というのは、そういう今の事業環境の変化に対して、これでいきましょうという提案がなかなかしづらいところがあるというのがポイントになってくるのかなと考えています。

○高林委員長 ありがとうございます。杉村委員からは、パテント・トロールのようなアウトサイダーといいますか、そういうものの対策としてADRの裁定という話がありましたけれども、それで高橋委員にお伺いしたいのですが、そういうアウトサイダーですね。必須特許に含ませてしまったけれども、ライセンスしたくないみたいな、そういうものは現実化している問題なのでしょうか。

○高橋委員 ゼロではないと思います。ゼロではないと思いますけれども、今、我々が実務で直面しているのはどちらかというと、アウトサイダーというより業界内の問題です。例えば具体例で申し上げますと、画像コーデックの場合、MPEG2の時代は比較的まとまっていましてパテントプールは1つでした。その次のH264もまとまっていましてパテントプールは1つでした。一方、その次のH265になると3つぐらい団体があるのです。そうすると、Aという団体から見るとBもCもアウトサイダーということになるかもしれません。しかし、それらは、Aに参画している権利者も、Bに参画している権利者も、Cに参画している権利者も全部規格には参加しており、特許宣言もしており、FRAND宣言もしています。ですから、三国志みたいに分かれてしまっているのです、ある意味、業界内の問題と言えます。そこから更に外れたアウトサイダーということになると、昔はプール対アウトサイダ

一という2者対立構造で議論ができたのですけれども、今はそれよりもっと複雑で、業界内は三国志だか四国志だか分かりませんが、そういうふうになっていて、そこにアウトサイダーがいるというような環境の中で、今の実態を見ながらどういう制度にしていくのかということになると思います。単純な構造で整理しにくくなっていると思います。

現状がこうなった要因として、以下の3つを考えています。

第1には、権利者と実施者がイコールではなくなったことです。権利者でもあり、実施者もある時代であれば、リーズナブルなところでロイヤリティ料は決着します。しかし、現状では、権利者と、実施者がオーバーラップしなくなっています。権利者としては特許で研究開発に投下した資本を回収しなければならず、一方、実施者は安い方がよいことになります。第2には、実施者が多様化したことです。以前であれば、実施者と言えば、この企業、この企業と同じ業界の同じ顔ぶれでした。しかし、現状では、先ほど、製薬メーカーさんも関係してくるという話があってように、メンバーが多様化しています。そうになると、共通のニーズが何か、共通のニーズにパテントプールが応えることが難しくなっています。第3には、製品の変化が挙げられます。以前はDVDのような製品が専用品であったのが、今はスマホのような汎用品になっています。汎用品自体が多様な商品の集まりです。

こういったことから、実施者の多様なニーズに応えるライセンスプログラムを提供することが困難になっています。権利者も考えが合う権利者のグループを作るようになります。実情は大変複雑で、単純な対立構造の図式で表せる以前とは随分と変わって来ています。

続けていいですか。

○高林委員長 どうぞ。

○高橋委員 JEITAでもいろいろ意見交換をしました。特に通信分野で、権利者側もいますし実施者側もいる団体なのでいろいろ議論をさせていただいています。正当な権利者と正当な実施者の間では余り問題にならないのですけれども、正当な権利者と不誠実な実施者の場合には、ライセンス交渉をしようとしても逃げられてしまうというのものもあるし、逆に不当な権利者、今のパテント・トロールみたいなものと正当な実施者との間でも問題になります。不当や権利者と不誠実な実施者の両方の面を見ないとバランスが悪いと思っています。

そういう配慮をしたときに、現実を見るということもあるのですが、先ほどの例えば不服申立ての話で2系統ありますということでした。強制実施権の不服申立ては行政不服審

査法に基づきますと。そのときに、この特許が必須特許だと第三者機関に認定されていない権利がたくさんあるのです。というのは、今みたいにパテントプールが分かれていると、必須特許として第三者機関に認定されていないものもあるのです。もちろんFRAND宣言はしているのです。規格に参画しているし、FRAND宣言もしています。次のフェーズのときに、このパテントプールとは考え方が合わないからここに入らないという話になったりすると、そこでの認定はなされていない特許権が出てくるわけです。そうすると、まずこの特許は規格特許ですと誰かが認定しないとイケないわけです。それは、例えば特許庁の判定を使うとか。それがよいのかわかりませんが、何かしら手順を踏まないと、その権利自体が標準必須かどうかということが確定しないので、強制実施権を設定される根拠がなくなるのです。なぜならば、私の特許は標準必須ではないという反論もあり得るし、そういう不服もあり得えます。

一方で、金銭の対価のほうでは、例えば、先ほど申したような不当なというか、余り誠実でない実施者であれ、不当な権利者であれ、納得しなかったら訴訟に上げてしまうとなる。そうすると、訴訟を望まなくて裁定したつもりなのに訴訟に巻き込まれてしまうことも結果的には可能性があるという気がします。ですので、そういった配慮もしつつ、両方を見ながら議論をしていくという感じになると思います。大変だと思いますが、そのように議論していかなければいけないと思います。

それから、対象の話をしたと思います。デファクトの話が上がっていましたが、規格の場合、規格書とクレームとを比較して判断することは、両方とも確定していますので、やすいのです。一方、デファクトの場合は、例えばブラックボックスであったりとか、アップデートも頻繁にされるので、こちらが確定していないと比較はできません。仮に瞬間風速的に比較できたとしても、1年後、2年後には変わっているということもありますので、その場合には裁定を取り消すのかということもあります。そうすると、なるべく確定しているものと確定しているものとを比較するほうがいいのではないかと思います。今の実務実態と裁定で扱う標準必須の概念とはなるべく一致したほうが混乱がないのかという意味で、変動する要因はなるべく排除したほうが、よいように個人的には思います。

さらに、必須特許には技術的必須と商業的必須というのがあって、技術的必須というのは、大体規格書と対比して一致しているかどうかなのですけども、商業的必須というのは、特許は避けられるのだが、避けるにはコストがかかる、先ほど中野審議室長が言われたみたいに、コストがかかるとか機能が出ないというのは商業的必須だということで

標準必須に含めようかという議論があって、例えばDVDなどはそのようになっています。けれども、MPEGではそうっていない。ただ、代替手段というのは、将来の技術の進展によって生まれてくる可能性があります。そうすると、代替手段が生まれて商業的必須とは言えなくなったときに裁定を取り消すのかということになります。このように、変動要因があるものを対象に含めるのかということになります。商業的必須にせよ、デファクトにせよ、どこまでを対象に含めると制度として安定するのかということは気になります。規格としての技術標準が決まったとしても、そもそもその特許が標準必須として認定されていないものが、現状は昔と違ってかなりあるのです。それをどう認定するのかということが気になります。

また、ライセンス料フィーについても、例えば一回決めてしまうと、裁定の効力はいつまで続くのだろうかというのがあります。MPEG 2の場合には、当初はDVDに対して1台4ドルという値付けだったのですが、パソコンも入れようという時期になったときに2.5ドルに値下げしています。それは、全体としても分母がPCも含み広がるので収入しては上がっていくという予測の下で下げてもいいでしょうということで2.5ドルにしています。さらにその後2.0ドルに下げています。それはMPEG 2のポートフォリオが、特許権の存続期間が20年に近づいてきてポートフォリオも小さくなってきたということで、変動することもあるって、例えば裁定で一旦ライセンス料を決めたときに、最初は安かったかもしれないけれども、5年後になると割高になるということもあり得ると思います。我々は実務家なので実務実感として、そういう変動要因を考慮しながら両者のバランスを見て検討しないといけないと思っているというのが、今のJEITAとしての考え方です。

○高林委員長 大変ありがとうございます。問題が山積みであるということが十分に分かるということです。

裁定といたら、AさんとBさんとの間でのライセンスフィーを決めるということですが、標準必須特許なら使いたい人は他にも山ほどいるというときに、そのほかの人々も先行した裁定による実施料率と同率で当然に実施できるのかということも含めて、そのほかにもその実施料率は将来的には変動するものなのかとか、学者っぽく考えると、あれこれ悩みは多いわけです。バラ色な制度として華々しくスタートさせるためには、何とかなればいいなとは思いますが、この先には難物がたくさんあるなということは、今、高橋委員から教えていただいたことでも認識できる場所ですね。私たちの委員会としては、

事細かいところまで決めていくという、立法作業するというよりは大きな枠組みができるかを検討するということだと思いますが、それにしても大変大きなテーマであるというのが実感です。

では、浅見委員。

○浅見委員 まだ意見は述べていないので、述べさせていただきます。

お話を伺っていて、本当にいろいろなケースがあつて、その整理をするのは大変だと思いますが、少なくとも国際的な標準化団体がデジュール標準を作り、かつ FRAND 宣言をして、それに対してアウトサイダーがいて実施料を高く請求してきた場合、それに対して何らかの措置をとることについて、裁定制度の改正で対応することには、賛成したいと思います。

法改正をして裁定制度の運用要領で具体的なところを定めていくのかと思いますが、全部を整理しようと思うとなかなか難しいと思いますので、まずは確実なところといたしますか、対象を絞って、これであればみんなが納得するというものから始めることも一案かと思えます。

以上です。

○高林委員長 杉村委員、どうぞ。

○杉村委員 今、浅見委員がおっしゃいました対象でございますけれども、もし特許庁の方で御存じの方がいらっしゃれば教えていただきたいと思っております。今、WIPOのADR センターのほうで標準必須特許についての ADR を推進しておりますが、そのときのWIPO ADR の標準必須特許、これについての対象の範囲をどこまでにされているのかということをもし御存じであれば教えていただきたいと思いましたが、今後、日本の中で裁定制度を作っていくに当たりまして、またそういう WIPO の ADR の標準必須特許の対象、こういうものも参考にしながら考えていけるといいのかなと思いましたが、もし次回までにその辺が調べられるようであればございましたら、資料として御提示いただくと助かると思えます。

○野仲国際政策課長 ただいま御質問がありました WIPO のほうの ADR につきまして、標準必須特許がどこまで含まれているか、その対象の詳しいところは、今は手元に情報がございませんので、確認をして次回までに御提供させていただきたいと思えます。

○高林委員長 よろしくお願ひします。

あと多少の時間ですけれども、いかがでしょうか。

ちょっと民間のADRの話のほかにも、また高橋委員からは特許庁の判定の話も出たのですが、特許庁では現在ADRとは違う判定制度がありますが、それはどの程度使われているものなのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

○山下審判課長 特許庁におきましても、判定は審判部で審理しているのですが、年によって違うのですが、大体30件程度、本年は例外的に100件程度が年間に請求されておりまして、判定の請求がありますと審判官の合議体で、請求書に従って、要はモノが特許権の範囲に属するかどうかということ調べている。基本的には書面で調べるわけですが、必要に応じて口頭審理を開いて、実際にモノを見たりしながら、実際にそれが特許権の範囲に属しているか否かを、判定という形で示しているということでもあります。

○高林委員長 相手方というのは、全く登場するチャンスはないということでしょうか。

○山下審判課長 基本的には、相手方がある場合には、相手方からも実際にどういうものを使っているのかを聞く機会があるのですが、一方的な請求があつて、相手方を特定しないというケースもあります。その場合は審判の合議体で、その請求書の内容に従って特定できる範囲内で判断をして判定するという形になっています。

○高林委員長 その場であつせんみたいなことになるということは、およそ考えられないことでしょうか。

○山下審判課長 判定は、あくまでも権利範囲に属するかどうかということの判断ですので、そこから次のあつせんとかそういうところまではいかないということです。

○高林委員長 亀井様、お願いします。

○亀井様(萩原委員代理) ありがとうございます。代理で参りましたので、一般的になってしまうこととお許しいただきたいのですが、先ほど浅見先生が整理された中、それから今までの御議論の中で、デジュールがあつてFRANDがあつてというところまでは御理解があるかと思うのですが、そもそもフェアでリーズナブルとは何かという哲学的な意味も含めて、恐らくここ何十年か議論されてきていると思います。

アウトサイダーについては、割とアウトサイダーかインサイダーかというのははっきりするかと思うのですが、インサイダーの間でも、何がフェアでリーズナブルかというところは一律に決められない、当事者系の中で初めて決まったりするかと思います。それで、今回の裁定がどういう効果を持つのか。先ほど委員長が整理されたように、第三者みたいな形で聞くのかどうかというあたりにかかってくるのかもしれませんが、非常に大きなチャレンジをしていただくのだなというふうに感想として持っております。この小委員会の

中でよく議論をしていただけるということを望みます。

以上です。

○高林委員長 ありがとうございます。問題をたくさん出していただいたということで、今後、WIPO のことも含めて特許庁でも検討してもらいつつ、皆様と議論をして、裁定とADR というメインディッシュについてこれから議論を熟していきたいと思います。

6. 閉 会

○高林委員長 本日の審議はこれにて終わらせたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、今後のスケジュールについて事務局からお願いします。

○中野制度審議室長 御審議いただきましてありがとうございました。次回以降の具体的な開催日程などにつきましては、また追って調整の上、皆様に御連絡を差し上げます。

○高林委員長 それでは、ありがとうございました。

以上をもちまして、ちょうど12時になるところですが、第20回の特許制度小委員会を閉会いたします。御協力いただきまして、大変ありがとうございました。